



栃木県公報

平成31(2019)年
4月9日(火)
第3079号

目次

告 示

- 看護師養成所の指定..... 365
- 看護師養成所の指定の取消し..... 365
- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 366
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 367
- 児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止..... 369
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 370
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止..... 370
- 県営土地改良事業計画の決定..... 371
- 道路の区域の変更..... 371
- 道路の供用開始..... 372

公 告

- 当せん金付証票の発売..... 372
- 栃木県公報の販売人、販売価格及び申込方法..... 375
- 大規模小売店舗の新設の届出..... 375
- 平成31(2019)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集..... 376
- 公共測量の終了..... 379
- 同..... 379
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 379
- 県が設置する体育施設の利用料金の承認..... 379

正 誤

- 平成31(2019)年号外第19号中..... 381

告 示

栃木県告示第百九十三号

保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第十一条の規定により、次の看護師養成所について、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十一条第二号の規定により指定したので告示する。

平成三十一年四月九日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	看 護 師 養 成 所 の 名 称	看 護 師 養 成 所 の 所 在 地
平成三十一年四月一日	国際看護介護保育専門学校看護学科	栃木県宇都宮市大通り一丁目二番五、六

栃木県告示第百九十四号

保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第十六条の規定により、次の看護師養成所について、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十一条第二号の規定による指定を取

り消したので告示する。

平成三十一年四月九日

栃木県知事 福田 富一

指定の取消年月日	看護師養成所の名称	看護師養成所の所在地
平成三十一年三月三十一日	宇都宮市医師会看護専門学校	栃木県宇都宮市戸祭四丁目一番十五号
平成三十一年三月三十一日	国際ティビイシイ看護専門学校	栃木県宇都宮市南大通り二丁目一番二号

(医療政策課)

栃木県告示第百九十五号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平成三十一年度分の補助金等から適用する。

平成三十一年四月九日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前								
主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方	主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方		
略							略								
農政略							農政略								
部							部								
農政略							農政略								
課							課								
振興							振興								
地域交 流拠点 施設受 入強化 支援事 業費補 助金							地域交 流拠点 施設受 入強化 支援事 業費補 助金								
農村拋 点施設 ビジネス 推進 事業費 補助金		農村地域 の交流拋 点施設 (以下、 「拠点施 設」とい う。)に おける法 人化によ る体制強 化、地域 住民・顧 客ニーズ		拠点施設の 運営を行う 団体が、農 村拠点施設 ビジネス推 進事業実施 要領(平成 三十一年三 月十二日付 け農振第千 十一号農政 部長通知。 以下、「実		拠点 施設 の運 営を 行う 団体		都市農 村交流 施設機 能強化 支援事 業費補 助金		都市農村 交流施設 (都市と 農村との 間の交流 の促進に 資する施 設をい う。以下 この項に おいて同 じ。)が 有する農		都市農村交 流施設の運 営を行う団 体であつて 知事が適 当と認める もの(以下こ の項におい て「都市農 村交流施設 運営団体」 という。) が都市農村		都市 農村 交流 施設 運営 団体	

略	略	に合わせ た機能の 付加等の 新たなど シネス創 出の取組 等、拠点 施設の持 続的な発 展に向け た取組を 支援し、 農村地域 の活性化 を図る。	「施要領」と いう。）に 基づき行う 次に掲げる 事業に要す る経費 一 農村拠 点施設に シネスに チャレンジ ジ事業 二 農村拠 点施設に シネス支 援事業	当該 事業 に要 する 経費 の二 分の 一以 内 当該 事業 に要 する 経費 の十 分の 四以 内 （た だし、 機械 は三 分の 一以 内）	略	略	業者の農 業経営を 改善し、 及び地域 住民の生 活を向上 させる機 能を強化 するため の取組を 支援する ことによ り、農村 の活性化 を図る。	交流施設機 能強化支援 事業実施要 領（平成二 十八年四月 二十日付け 農振第二百 四十二号農 政部長通 知）に基づ き行う次に 掲げる事業 に要する経 費 一 機能強 化活動支 援事業 二 機能強 化施設整 備支援事 業	当該 事業 に要 する 経費 の十 分の 十以 内 当該 事業 に要 する 経費 の二 分の 一以 内

（農村振興課）

栃木県告示第196号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		

0950100768	放課後等デイサービス ポコアポコ	宇都宮市古賀志町1964-12	社会福祉法人講議会	宇都宮市古賀志町1964-12	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
0950100776	エスポワール2	宇都宮市陽西町2-13 コーポ室101	合同会社 Brave	宇都宮市戸祭1-12-40	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
0950100032	宇都宮市子ども発達センターかすが園	宇都宮市鶴田町970-1	宇都宮市	宇都宮市旭1-1-5	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	居宅訪問型児童発達支援
0950200196	あすなろ	足利市八幡町2-4-17	志賀産業株式会社	足利市南町4254-1	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
0950200204	B-BUDDIES ジュニア	足利市大町517-1	株式会社ライフケア倶楽部	足利市大町517-1	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
0950300202	かぜのこ・ふわり	栃木市平柳町1-15-11	社会福祉法人あゆみ園	栃木市皆川城内町333-2	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	児童発達支援 放課後等デイサービス
0950400218	こども発達支援センターさのかりん	佐野市浅沼町146-5	社会福祉法人とちのみ会	佐野市小中町1280	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	児童発達支援 放課後等デイサービス
0950400226	児童デイサービス・アニマートさのうえの	佐野市植野町1873 植野泉南マンション1階N号室	アニマート・グループとちぎ株式会社	佐野市植野町1873	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
0950400234	児童デイサービス・アニマートさのほりごめ	佐野市堀米町1639-1 メゾン・ド・セラ1階101・102号室	アニマート・グループとちぎ株式会社	佐野市植野町1873	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
0950400242	おれんじキッズ・アニマートさのほりごめ	佐野市堀米町3195 リバーフロント102	アニマート・グループとちぎ株式会社	佐野市植野町1873	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	児童発達支援
0950400259	児童デイサービス・アニマートさのStudy	佐野市高砂町2865-1 佐野ビジネスセンタービル東館2階	アニマート・グループとちぎ株式会社	佐野市植野町1873	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
0951100072	COCOサポートセンターみかん	矢板市片岡2096-96	一般社団法人 FiveLeaf	矢板市木幡2549-8	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス

0951300169	なすの園	那須塩原市沼野田和493-1	社会福祉法人エールム福祉会	大田原市中田原381-1	平成31 (2019)年 4月1日	児童発達支援 放課後等 デイサービス
0952100014	上三川町こども発達支援センターおひさまの家	上三川町上蒲生2108-2	社会福祉法人こぶしの会	宇都宮市柳田町1401	平成31 (2019)年 4月1日	保育所等訪問支援

栃木県告示第197号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年4月9日

栃木県知事 福田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950100081	ひびき	宇都宮市下小倉町1536	社会福祉法人恵友会	高根沢町桑窪2266-2	平成31 (2019)年 3月31日	放課後等 デイサービス
0950400135	児童デイサービス・アニマートさのうえの	佐野市植野町1873 植野泉南マンション1階N号室	アニマート・グループ株式会社	宮城県仙台市青葉区五橋1-6-6五橋ビル	平成31 (2019)年 3月31日	放課後等 デイサービス
0950400168	児童デイサービス・アニマートさのほりごめ	佐野市堀米町1639-1 メゾン・ド・セラ1階101・102号室	アニマート・グループ株式会社	宮城県仙台市青葉区五橋1-6-6五橋ビル	平成31 (2019)年 3月31日	放課後等 デイサービス
0950400184	おれんじキッズ・アニマートさのほりごめ	佐野市堀米町3195 リバーフロント102	アニマート・グループ株式会社	宮城県仙台市青葉区五橋1-6-6五橋ビル	平成31 (2019)年 3月31日	児童発達 支援
0950400192	児童デイサービス・アニマートさのStudy	佐野市高砂町2865-1 佐野ビジネスセンタービル東館2階	アニマート・グループ株式会社	宮城県仙台市青葉区五橋1-6-6五橋ビル	平成31 (2019)年 3月31日	放課後等 デイサービス 保育所等訪問 支援
0950800094	こどもプラス小山教室	栃木県小山市八幡町2-12-26 ヤマジビル101	ハピネス合同会社	茨城県土浦市下高津3-6-7 下高津久保田テナント201号室	平成31 (2019)年 3月31日	放課後等 デイサービス

0951600030	下野市こども発達支援センター こぼと園	下野市下古山 1220	下野市	下野市笹原26	平成 31 (2019) 年 3月31日	放課後等 サービス
------------	------------------------	----------------	-----	---------	----------------------------	--------------

栃木県告示第198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 4 月 9 日

栃木県知事 福田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910400050	和泉	佐野市栃本町 129-1	社会福祉法人と ちのみ会	佐野市小中町 1280	平成 31 (2019) 年 4月1日	就労定着支 援
0910400456	専門職カレッジ S A N O	佐野市田沼町 72-1	株式会社 A I コーポレーショ ン	佐野市出流原 町514-1	平成 31 (2019) 年 4月1日	就労移行支 援
0910800606	タカモト介護 サービス	小山市本郷町 2-7-38	株式会社タカモ ト商事	小山市本郷町 2-7-38	平成 31 (2019) 年 4月1日	居宅介護
0911300390	就労定着支援セ ンターテトテ	那須塩原市一 区町251-1	株式会社テトテ	さくら市馬場 24-1	平成 31 (2019) 年 4月1日	就労定着支 援
0911300622	北風と太陽	那須塩原市戸 田708-1	社会福祉法人太 陽の里福祉会	那須塩原市上 中野53	平成 31 (2019) 年 4月1日	就労継続支 援B型

栃木県告示第199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 4 月 9 日

栃木県知事 福田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910200245	特別養護老人 ホーム和見山苑	足利市稲岡町 1083-1	社会福祉法人東 徳会	足利市稲岡町 1083-1	平成 30 (2018) 年 9月30日	短期入所
0911300226	有限会社K P E C ケアステー ション n a t u - l a	那須塩原市大 原間239-1	有限会社K P E C	那須塩原市大 原間415-4	平成 31 (2019) 年 2月28日	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護

0910400209	こなかの森	佐野市小中町 1280	社会福祉法人と ちのみ会	佐野市小中町 1280	平成 31 (2019) 年 3月31日	自立訓練 (生活訓 練)
0910600246	株式会社ゆとり けあ	日光市小代 289-279	株式会社ゆとり けあ	日光市小代 289-279	平成 31 (2019) 年 3月31日	同行援護
0911000131	ふるさとセン ター那須	大田原市黒羽 田町222	社会福祉法人窓 の陽	東京都荒川 区西尾久 7- 50-6	平成 31 (2019) 年 3月31日	就労移行支 援
0911300044	セルプあじさい	那須塩原市東 原166	社会福祉法人清 幸会	那須塩原市東 原166	平成 31 (2019) 年 3月31日	自立訓練 (生活訓 練) 就労移行支 援
0911300259	那須塩原市社会 福祉協議会訪問 介護事業所	那須塩原市南 郷屋 5-163	社会福祉法人那 須塩原市社会福 祉協議会	那須塩原市南 郷屋 5-163	平成 31 (2019) 年 3月31日	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護
0912500055	ビ・ハウス那須	那須町湯本 206	社会福祉法人瑞 宝会	宇都宮市下栗 町2936-10	平成 31 (2019) 年 3月31日	短期入所
0921300083	e s p o	那須塩原市下 田野430-91	合同会社 e s p o	那須塩原市下 永田 3-1302- 9	平成 31 (2019) 年 3月31日	共同生活援 助

(障害福祉課)

栃木県告示第200号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成31（2019）年4月9日

栃木県知事 福田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	審 査 請 求 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営船生地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成31（2019）年4月10日から同年5月15日まで	平成31（2019）年5月30日	塩谷南那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成31（2019）年4月9日から同年5月8日まで一般の縦覧に供する。

平成31（2019）年4月9日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類 一般国道
路線名 294号
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
/	前	那須烏山市中山字大道西149-1 から 那須烏山市中山字大道西137-1 まで	10.5 ~ 15.0	90.0	
	後A	那須烏山市中山字大道西149-1 から 那須烏山市中山字大道西137-1 まで	10.5 ~ 15.0	90.0	
	後B	那須烏山市中山字大道西149-1 から 那須烏山市中山字大道西137-1 まで	6.0 ~ 13.0	210.0	

栃木県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成31（2019）年4月9日から同年5月8日まで一般の縦覧に供する。

平成31（2019）年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
/	一般国道293号	那須烏山市志鳥字長坂3175番3から 那須烏山市上川井字新田961番1まで	平成31（2019）年 4月9日
202	一般県道 仙波鍋山線	佐野市仙波町字皆ヶ作1500-5から 佐野市仙波町字ヲソガ作1329まで	平成31（2019）年 4月9日

(道路保全課)

公 告

○当せん金付証券の発売

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、受託を希望する銀行等は、受託申請期限までに申請されたい。

平成31（2019）年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 名称
第405回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
10億円、1,000万通
- 3 証券金額
1枚 100円
- 4 発売期間
平成31（2019）年7月10日から同月30日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 414,700,000円

- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 101,680,596円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 79,600,000円
- 9 受託申請期限
平成31（2019）年4月26日
- 10 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

II

- 1 名称
第406回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
25億円、1,250万通
- 3 証券金額
1枚 200円
- 4 発売期間
平成31（2019）年8月3日から同月20日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 1,125,000,000円
- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 229,699,800円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 164,500,000円
- 9 受託申請期限
平成31（2019）年4月26日
- 10 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

III

- 1 名称
第407回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
30億円、1,500万通
- 3 証券金額
1枚 200円
- 4 発売期間
平成31（2019）年8月3日から同月20日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 1,329,800,000円
- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 272,684,664円
- 8 その他発売経費

発売総額に対して 113,700,000円

9 受託申請期限

平成31 (2019) 年 4 月 26 日

10 その他

受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

IV

1 名称

第408回地域医療等振興自治宝くじ

2 発売総額及び通数

20億円、1,000万通

3 証票金額

1枚 200円

4 発売期間

平成31 (2019) 年10月 9 日から同月22日まで

5 当せん金品の総額

発売総額に対して 900,000,000円

6 委託対象事務の範囲

当せん金付証票の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの

7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料

発売総額に対して 187,902,000円

8 その他発売経費

発売総額に対して 131,600,000円

9 受託申請期限

平成31 (2019) 年 4 月 26 日

10 その他

受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

V

1 名称

第409回地域医療等振興自治宝くじ

2 発売総額及び通数

20億円、1,000万通

3 証票金額

1枚 200円

4 発売期間

平成31 (2019) 年10月23日から同年11月 5 日まで

5 当せん金品の総額

発売総額に対して 949,800,000円

6 委託対象事務の範囲

当せん金付証票の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの

7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料

発売総額に対して 183,871,380円

8 その他発売経費

発売総額に対して 75,800,000円

9 受託申請期限

平成31 (2019) 年 4 月 26 日

10 その他

受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

（財政課）

○栃木県公報の販売人、販売価格及び申込方法

栃木県公報発行規則（昭和32年栃木県規則第11号）第8条第2項の規定により、栃木県公報の販売人、販売価格及び申込方法について次のとおり公告する。

平成31（2019）年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 販売人
所 在 地 宇都宮市陽東五丁目9番21号
名 称 株式会社松井ピ・テ・オ・印刷
代表者の氏名 松井 中央登
- 2 販売価格
1か月 3,110円（消費税、地方消費税及び郵送料を含む。）
- 3 申込方法
直接販売人に申し込むこと。
電話番号 028（662）2511

（文書学事課）

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成31（2019）年8月9日までに知事に意見書を提出することができる。

平成31（2019）年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグさくら氏家店
さくら市氏家字大野3845番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルハ
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
株式会社ツルハ
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31（2019）年11月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,122㎡
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 56台
駐輪場 10台
- 7 荷さばき施設の面積
323㎡
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
11㎡
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 翌午前0時

- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時45分から翌午前 0 時15分まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
3 か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午前 9 時まで
- 13 届出年月日
平成31 (2019) 年 3 月28日
- 14 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○平成31 (2019) 年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

平成31 (2019) 年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則 (昭和47年栃木県規則第36号) 第 9 条の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 4 月 9 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 募集する訓練課程
普通職業訓練短期課程 (委託コース)
- 2 募集予定人員

学 校 名	所 在 地 等	訓 練 科 名	定員 (人)	対 象 者
県央 産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 電話 028-689-6380	1 パソコン科	5	身体・精神障害者
		2 基礎訓練科	5	知的・精神障害者
		3 就労準備科	5	発達障害者
		4 パソコン・CAD基礎科	5	身体・精神障害者
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲 5226-24 電話 0287-64-4000	5 清掃実務科	5	知的・精神障害者
		6 基礎訓練科	5	知的・精神障害者
		7 事務パソコン基礎科	5	身体・知的・精神障害者
県南 産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76 電話 0284-91-0803	8 清掃実務科	5	知的・精神障害者
		9 基礎訓練科	5	知的・精神障害者
		10 パソコン科	5	身体・精神障害者
県央、県北及び県南産業技術専門校		11 事業主委託訓練	13	障害者

注) 全ての訓練科について社会福祉法人等に委託して実施する。

3 訓練期間及び応募資格

(1) 訓練期間

訓 練 科 名	訓 練 期 間	入 校 月
1 パソコン科	2ヶ月	6月
2 基礎訓練科		7月
3 就労準備科		8月
4 パソコン・CAD基礎科		9月
5 清掃実務科		7月
6 基礎訓練科		8月
7 事務パソコン基礎科		12月
8 清掃実務科		7月
9 基礎訓練科		8月
10 パソコン科		9月
11 事業主委託訓練	1～3ヶ月程度	随時

(2) 応募資格

職業を転換しようとする者、その他新たな職業に就こうとする者

4 募集期間及び応募方法

訓 練 科 名	募 集 期 間	応 募 方 法
1 パソコン科	平成31（2019）年4月1日（月）から同年5月27日（月）まで	最寄りの公共職業安定所に求職の申込みをし、入校願書を提出する。
2 基礎訓練科	平成31（2019）年4月22日（月）から同年6月21日（金）まで	
3 就労準備科	平成31（2019）年5月7日（火）から同年7月8日（月）まで	
4 パソコン・CAD基礎科	平成31（2019）年6月3日（月）から同年7月31日（水）まで	
5 清掃実務科	平成31（2019）年5月7日（火）から同年6月5日（水）まで	
6 基礎訓練科	平成31（2019）年6月5日（水）から同年7月4日（木）まで	
7 事務パソコン基礎科	平成31（2019）年10月4日（金）から同年11月6日（水）まで	
8 清掃実務科	平成31（2019）年4月26日（金）から同年5月28日（火）まで	
9 基礎訓練科	平成31（2019）年6月3日（月）から同月28日（金）まで	

10 パソコン科	平成31 (2019) 年 7 月 1 日 (月) から同月31日 (水) まで
11 事業主委託訓練	随時

※ 定員に満たない場合は、追加募集を行うことがある。

5 選考日、選考方法及び合格発表日

(1) 選考日

訓 練 科 名	選 考 日
1 パソコン科	平成31 (2019) 年 6 月 4 日 (火)
2 基礎訓練科	平成31 (2019) 年 7 月 2 日 (火)
3 就労準備科	平成31 (2019) 年 7 月18日 (木)
4 パソコン・CAD基礎科	平成31 (2019) 年 8 月 7 日 (水)
5 清掃実務科	平成31 (2019) 年 6 月13日 (木)
6 基礎訓練科	平成31 (2019) 年 7 月12日 (金)
7 事務パソコン基礎科	平成31 (2019) 年11月14日 (木)
8 清掃実務科	平成31 (2019) 年 6 月12日 (水)
9 基礎訓練科	平成31 (2019) 年 7 月11日 (木)
10 パソコン科	平成31 (2019) 年 8 月19日 (月)
11 事業主委託訓練	随時

(2) 選考方法

面接により選考する。ただし、各産業技術専門校長が必要と認める場合は、適性試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

各産業技術専門校長が指定する日

6 合格通知

各産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他

(1) 平成31 (2019) 年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合は、変更等を行うことがある。

(2) 応募書類は各公共職業安定所で配付する。

(3) 問い合わせ先

各産業技術専門校又は労働政策課 (電話 028-623-3235)

学 校 名	所 在 地	電 話 番 号
県央産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4	028-689-6380
県北産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲5226-24	0287-64-4000
県南産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76	0284-91-0803

(労働政策課)

○公共測量の終了

平成31（2019）年1月18日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高根沢町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
高根沢町宝積寺
- 3 作業期間
平成31（2019）年1月8日から同年3月25日まで

○公共測量の終了

平成31（2019）年4月5日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、栃木市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
栃木市吹上町
- 3 作業期間
平成30（2018）年12月28日から平成31（2019）年3月25日まで

(監理課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

大田原市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成31（2019）年4月1日に変更した、大田原都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県国土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成31（2019）年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

(都市計画課)

○県が設置する体育施設の利用料金の承認

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成5年栃木県条例第4号）第13条第2項後段の規定により平成31（2019）年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成5年栃木県規則第13号）第16条の3の規定により公告する。

平成31（2019）年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 栃木県立日光霧降アイスアリーナの利用料金
 - (1) 競技場
 - ア 普通利用の場合

区 分	通 常 利 用		割 引 利 用	
	大人 (1人につき)	小人 (1人につき)	大人 (1人につき)	小人 (1人につき)
一般利用券による普通利用の場合	1,200円	590円	1,100円	490円
団体利用券による普通利用の場合	950円	450円		
回数利用券による普通利用の場合	6,000円	3,000円		
期間利用券による普通利用の場合	18,200円	9,000円		
共通利用券による普通利用の場合	1,000円	480円	900円	380円

イ 専用利用の場合

利用区分	利用時間	料金
	午前5時30分から翌日午前0時30分まで(30分につき)	
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	8,500円
	入場料を徴収する場合	13,800円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	15,000円
	入場料を徴収する場合	22,500円

(2) 会議室

施設区分	利用時間	料金
	午前9時から午後9時まで(1時間につき)	
会議室		430円

(3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名	単 位	利 用 料 金
電光掲示板	1時間につき	1,000円

備考

- 「通常利用」とは、普通利用のうち割引利用以外の利用をいう。
- 「割引利用」とは、普通利用のうち一般利用券又は共通利用券による利用であって、指定管理者が発行した割引券を提示することにより一般利用券又は共通利用券に係る料金の割引を受けて利用するものをいう。
- 「一般利用券」とは、個人が1回の普通利用をすることができる利用券であって、団体利用券、回数利用券、期間利用券及び共通利用券以外のものをいう。
- 「団体利用券」とは、20人以上の団体が1回の普通利用をすることができる利用券をいう。
- 「回数利用券」とは、個人が6回の普通利用をすることができる利用券をいう。
- 「期間利用券」とは、個人が11月1日から翌年3月31日までの期間において随時に普通利用をすることができる利用券をいう。
- 「共通利用券」とは、個人（日光市が設置する日光霧降スケートセンターの屋外スピードリンク（以下「屋外スピードリンク」という。）を利用する者に限る。）が1回の普通利用をすることができる利用券で

あって、屋外スピードリンクと共通して利用できるものをいう。

- 8 「小人」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び満4歳以上の幼児をいう。
- 9 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 10 やむを得ない理由により午前5時30分前又は午前0時30分後に競技場を専用利用する場合の利用料金は、当該午前5時30分前又は午前0時30分後の利用時間30分につき、この表に定める額に入場料を徴収しない場合にあつては1.2を、入場料を徴収する場合にあつては1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 11 高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒以下の者が競技場を専用利用する場合又は会議室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 12 入場料を徴収して競技場を専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

（教育委員会事務局スポーツ振興課）

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
平成31（2019）年 号外第19号	47	下から10	総111円	総 110
		下から12	総111円	総 110